

## 甲賀市税条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、甲賀市税条例の一部を改正したものです。

### 2 改正の概要

#### 【軽自動車税】

- （１） 軽自動車税の環境性能割が令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止されることに伴い、税目の名称を軽自動車税（種別割）から、軽自動車税に変更します。

【第 18 条の 3、第 19 条、第 80 条～第 83 条、第 85 条、第 87 条～第 91 条、制定付則第 15 条の 2～第 15 条の 6、制定付則第 16 条及び制定付則第 16 条の 2 関係】

#### 【個人市民税】

- （２） 肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長します。

【制定付則第 8 条関係】

- （３） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年延長します。

【制定付則第 17 条の 2 関係】

- （４） この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

【改正付則関係】

### 3 その他

軽自動車税の環境性能割の廃止による影響額は、約3,300万円の減少と見込んでおりますが、地方特例交付金として同額の交付を受けることとなっております。